

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動』西京区版運動プログラム」に基づき、青色回転灯を装備した車両を用いて実施する自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を行う団体の活動に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者の要件)

第2条 補助事業者の要件は、京都府警察本部長から青色回転灯装備車証の交付を受けた団体とする。

2 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けなければならない。

(補助金の交付の対象となる活動及び期間等)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は青色防犯パトロールとし、活動に係る経費の一部を補助するものとする。ただし、営利・宗教・政治活動等を目的としたものはこの限りでない。

2 交付の対象となる期間は、申請年度内（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の、1箇月を単位として交付決定をした期間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、青色防犯パトロールを実施した車両1台ごとに200円／回を基準とし、1箇月を単位とした期間ごとに車両1台600円を上限として積算した額を、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、実施年度内に、西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京都府警察本部長から交付される青色回転灯装備車証の写し
- (2) 申請団体の規約及び役員名簿

(3) その他区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び標準処理期間）

第6条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該団体に通知する。

（変更等の承認の申請）

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助目的及び事業能率に支障のない細部の変更とする。
- 3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 活動報告書（第7号様式）

(2) その他区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合は、実績報告書等を審査し、
適当と認めるときは西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付額決定
通知書（第8号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助団体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部または一部を納付
させることがある。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、
その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属す
る年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施
行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。